

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 9月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系冷却水ポンプ(B)出口逆止弁の点検において、弁体の閉止不良(アームへの弁体取付六角ナット用座金の摩耗により弁体がずれたことによる)が認められたため、当該弁を修理。	G III	
2	3号機	放水口放射線モニター装置(検出槽等)において、海砂の堆積により異常警報(放射能高、流量異常)が発生し装置の停止が認められたため、当該放射線モニター装置を点検・清掃。なお、警報発生時に採取した海水から放射性物質は検出されず。	対象外	
3	その他	屋外段ボール保管場所における段ボール乾燥作業において、作業員が段ボールを固縛している紐を引き抜こうとした際にバランスを崩し、他作業員(被災者)の右膝に乗りかかるように倒れ他作業員が負傷。医師の診断の結果、右膝前十字靭帯損傷と診断されたため、対応検討。	G II	